

幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例						
○幕別町立へき地診療所条例 (昭和48年 6 月30日 条例第26号) (設置) 第 1 条 へき地住民の健康保持のため、幕別町立へき地診療所（以下「診療所」という。）を、次のとおり設置する。 新和診療所 幕別町字新和162番地128 日新診療所 〃 字日新 1 番地38 駒島診療所 〃 字駒島514番地28 古舞診療所 〃 字古舞693番地 2 糠内診療所 〃 字糠内251番地 1 第 2 条～第 7 条 略	○幕別町立へき地診療所条例 (昭和48年 6 月30日 条例第26号) (設置) 第 1 条 へき地住民の健康保持のため、幕別町立へき地診療所（以下「診療所」という。）を、次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>駒島診療所</td><td>幕別町字駒島514番地28</td></tr><tr><td>糠内診療所</td><td>幕別町字糠内251番地 1</td></tr></table> 第 2 条～第 7 条 略	名称	位置	駒島診療所	幕別町字駒島514番地28	糠内診療所	幕別町字糠内251番地 1
名称	位置						
駒島診療所	幕別町字駒島514番地28						
糠内診療所	幕別町字糠内251番地 1						